

最高裁秘書第3624号

令和3年11月29日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和3年11月22日に答申（令和3年度（最情）答申第36号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和3年度（最情）諮問第20号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

諮詢日：令和3年7月12日（令和3年度（最情）諮詢第20号）

答申日：令和3年11月22日（令和3年度（最情）答申第36号）

件名：最高裁判所裁判官が退官後に不開示情報を著書に記載する手続が分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

## 答申書

### 第1 委員会の結論

「最高裁判所裁判官が退官した後、どのような手続をとれば、行政文書又は司法行政文書の開示手続で開示されない情報を、自らが著者となる市販の書籍に記載できるかが分かる文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は、作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和3年5月27日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 開示申出の内容の「行政文書又は司法行政文書の開示手続で開示されない情報」とは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律5条各号に定められた情報（以下「不開示情報」という。）と整理した。
- 2 司法行政文書開示の趣旨は、裁判所の保有する情報の一層の公開を図り、その諸活動を国民に説明する責務を全うすることであり、不開示情報該当性は、

司法行政文書開示申出を受けて事後的に判断されることになる。とすると、裁判官が書籍を作成する段階において、書籍の記載内容に不開示情報が含まれるかどうかを事前に確認することは想定されない。念のため、本件開示の申出を受けて最高裁判所内を探索したが、本件開示申出文書は存在しなかった。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- |             |                     |
|-------------|---------------------|
| ① 令和3年7月12日 | 諮問の受理               |
| ② 同日        | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ 同年10月22日  | 審議                  |
| ④ 同年11月16日  | 審議                  |

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、開示申出の内容の「行政文書又は司法行政文書の開示手続で開示されない情報」とは、不開示情報と整理したことであり、本件開示申出書の記載を踏まえれば、上記のとおり整理したことは合理的である。
- 2 裁判官が退官した後に自らが著者となり作成する市販の書籍そのものは司法行政文書ではなく、裁判官が退官後に書籍を作成する場合においては、その性格上、書籍の記載内容に司法行政文書として不開示情報が含まれるかどうかを裁判所において事前に確認することは想定されていないと考えられる。また、退官した裁判官が着任前に行政機関等に勤務していた場合において、裁判官を退官した後に刊行される書籍のなかに行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に規定する不開示情報が含まれるか否かは、裁判所において判断される性格のものではないことは明らかである。したがって、上記の文書は存在しないとする最高裁判所事務総長の説明は合理的である。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

よって、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

3 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋滋

委員 門口正人

委員長戸雅子